2024年6月通常会議 議案·請願討論

杉浦智子

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、ただいま議題となっております 議案第75号 令和6年度大津市一般会計補正予算

議案第77号 令和6年度大津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第78号 令和6年度大津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

に対する賛成討論、

ならびに

議案第76号 令和6年度大津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第81号 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援 事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に つ

いて

に対する反対討論、

及び

請願第3号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求め、国に意見書をあげることを求める請願

に対する賛成討論をおこないます。

まず議案第75号、議案第77号、議案第78号について、関連しますので一括して討論します。

国は「デジタル田園国家構想」を踏まえて、地方自治体でもデジタル化、デジタルDXの推進が図られています。デジタル技術は極めて急速、大規模に発達し、広く普及してきています。その活用が国民生活の利便性に大きくつながることは否定できません。同時にこの間のマイナンバーカードをめぐる紐付けの誤りや大量の個人情報流出などの問題を通して、誰のためのデジタル化なのか、という疑問が突きつけられています。政府は経済界の要望に基づいて、国と地方等がもつ行政情報を円滑に利活用することを通じて、健康・医療・介護・子育て・教育・インフラ・防災などあらゆる分野での成長戦略を展開しようとしています。これらが、国と地方自治体のあり方も含めて、新たな歪みや危険をもたらすことがないか、注視する必要があります。

今回いずれの補正予算にも自治体情報システム標準化に対応するための経費が盛り込まれています。2021年に成立した地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、地方自治体には、地方自治体情報システムを国が定める標準化基準に適合させる義務と、国が構築するガバメントクラウドを活用して地方自治体情報システムを利用することについての努力義務が課され、自治体情報システムの標準化・共通化が進められています。2022年には標準化対象の20基幹業務が政令で定められ、原則すべての地方自治体が2025年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムに移行するとされました。そうした元で本

市においても本年度、来年度の2カ年で20基幹業務のうち11業務について標準化するものです。

対象20基幹業務とは、住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理です。

一般的にこれまで自治体のシステムは、大体5年おきくらいに大規模な移行を行い、時期が重ならないようにずらして、ローリングして実施してきました。ところが今回は5年間で分散して実施していたものを2年間、実質年度末を避けると1年半で移行することになります。そのために業務量は2.5倍以上になるというものです。その上政府が標準仕様書を繰り返し改変したり、定額減税の実施による仕様変更が行われ、自治体とベンダーに多大な負担をかけています。現場からは「拙速すぎる」など批判が出され、ベンダーの確保競争が過激になったり、そもそもベンダーの人手不足も深刻で、コストも倍増するとも言われ、現状から移行期間が延長になったとは言え、矛盾は解消されていません。そのためシステム障害や不正アクセスも心配され、クラウドサービスは一度利用を始めると他社への切り替えが難しく、サービス価格引き上げや透明性の低下も懸念されます。未だ課題が山積する自治体情報システム標準化への対応ですが、国会では地方自治体の独自性を拒むものではないことや、総務大臣からは「地方自治の本旨を尊重して進める」という答弁が引き出されています。自治体独自施策の実施や移行経費、今後の運用経費に対する国の責任を本市として求めながら、自治体現場やシステム開発者らに過酷な労働強化にならないよう本市でも適切な対応を行うことを求めて、3件の補正予算に対する賛成討論とします。

次に議案第76号についてです。

本補正予算は、本年12月2日から現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康 保険証を一体化するためのシステム改修に伴う経費が計上されています。

現行国民健康保険証の廃止に伴い、計上された経費のうち 19,760 千円がシステム改修費であり、国民健康保険加入情報のお知らせや、新規加入者の資格確認証の発行などに係る費用 2,680 千円となっており、国の支出金で賄われます。国が財政負担は担うとは言うものの、地方自治体は本来業務に加え、さまざまな業務が増える一方であり混乱を招きかねません。

総務省は 2023 年12月末日時点のマイナンバーカード保有率は、人口割合で73%と公表していますが、マイナ保険証によるオンライン資格確認は、わずか6%程度に留まり続けています。そのため厚生労働省はこの5月から7月を「マイナ保険証利用促進集中月間」として、保険証廃止を強調し不安を煽り、マイナ保険証の利用人数を増やした医療機関には10万円から20万円の支援金を支給するなど、なりふり構わぬ推進策を連打しています。

ところがマイナ保険証を巡っては、転職や結婚などのタイミングで加入する保険者も変わりますが、保険者側の登録情報の更新が遅れるというタイムラグが生じて、マイナ保険証を提示したら「資格なし」と表示されたり、保険者側の登録手続きミスで正しい窓口負担が示されない、他人の情報とひも付けられている、顔認証エラーや暗証番号忘れなどで資格確認ができないなどのトラブルが未だに続いています。さらに大手薬局が「マイナ保険証しか受け付けない」「マイナ保険証がないと薬は出さない」といった事例まで起きています。マイナ保険証の利

用が進まないのは、メリットの乏しさやマイナ保険証に対する不信にあります。

マイナンバーカードはそもそも任意だったはずです。命に関わる健康保険証を強引に押しつけ、治療に大きな影響を与えています。このまま保険証を廃止すれば、大量の無保険の方が生まれかねないのではと危惧されます。今の健康保険証で何も問題なく受診できており、多くの患者さんも医療機関も望んでいない健康保険証廃止は止めるべきと考えます。県内でも多くの開業医の方々で組織される県保険医協会をはじめ、全国でも薬局などを含む医療機関が現行健康保険証を残すべきの声を上げています。

ついては今年12月2日を以て現行健康保険証を廃止することを前提にシステム改修を行うための経費を盛り込んだ本補正予算には反対します。

次に議案第81号についてです。

本議案は、生活保護法の改正により、生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の給付拡大に伴い、行政手続きにおいて個人番号を利用するにあたりその情報に関する条例の一部改正を行おうとするものです。

生活保護法の改正により、進学準備給付金を就職に伴う新生活への準備費用を支給できるよう制度が充実されたことは歓迎するものです。

しかし本条例改正は準備給付金の支給に係る事務を行いやすくするために、個人番号を利用することに問題があると考えるものです。

個人情報につながる個人番号の漏洩の案件が未だ続く状況において、管理の徹底をいくら強調されても安心できるものではありません。昨年、底なしに続くマイナンバーをめぐるトラブル発生に、政府が「総点検」の方針を表明しましたが、結局は全国 1,788 自治体のうち 332 自治体でのマイナンバーのひも付け方法についての調査を行ったに過ぎません。これではトラブルに対する不信と不安は残ったままです。プライバシー侵害やなりすましなど犯罪につながるおそれもあるなど、課題は山積したままです。

よって行政手続きにおいて、引き続き個人番号を利用する本議案には反対します。

次に議案第86号についてです。

本議案は、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、国において 令和6年3月29日に介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、柔軟な職員配置を可能と するための条例改正です。

地域包括支援センターに配置が必要な専門職は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員いわゆる主任ケアマネの3職種です。現行は、それぞれのセンターで3職種を1名ずつ配置する必要があります。これを条例改正後は、例えば3センターで3職種が3人ずつ配置されていれば、ひとつのセンターでは2職種でも可能とするものです。職員数については、常勤換算方法、いわゆるセンターの勤務延時間数を常勤職員の勤務時間数で除することによって職員数に換算する方法を可能とします。これによれば短時間勤務や勤務日数が少ない場合でも複数職員の合計として、勤務延時間数を上回っていれば、常勤換算で職員が配置されているとされるものです。全体として必要な専門職種と配置の職員数に変わりがないとの説明です。

しかし日々相談数は増加の一途をたどり、多様な相談に追われる現場においては、柔軟な対応と言えば聞こえはよいのですが、結局は職員の負担が増すことになります。高齢者が住み慣

れた地域で生き生きと暮らし続けるためには、なくてはならない安心の機関として、現場の実情に合わせた職員の充実こそ図られるべきであり、本議案には反対するものです。

次に請願第3号についてです。

1979 年、国連で生まれた女性差別撤廃条約は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利を保障しています。日本は、1985 年にこの条約を批准しました。

女性差別撤廃条約制定から20年を経た1999年、条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱える問題を解決するために、あらためて採択されたのが、本請願が速やかな批准を求めている「女性差別撤廃条約選択議定書」です。選択議定書には「個人通報制度」と「調査制度」の二つの手続きがあり、これらを利用するには、新たに「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准が必要ですが、日本は未だ実行していません。

女性差別撤廃条約に批准した締結国は、4年ごとに、条約の実施状況を報告する義務があります。日本は1987年の第1次を皮切りに2021年3月に第9次日本報告を提出しています。報告に対して女性差別撤廃委員会(以下、委員会ということとします)が審議します。そして、その国に対して総括所見と勧告を行います。

これまで日本政府は9回の報告を行い、委員会からは、「雇用における男女平等」や「女性の政治参加」のほか、「選択的夫婦別姓」「女性のみの再婚禁止期間」といった法整備や民法の是正を勧告され、一部は改善してきています。しかし、未だ改善できていない事項が数多くあり、委員会は「日本の変化のペースは遅く、そのため審議をするたびに多くの同じ勧告を繰り返さざるを得ない」ことについて遺憾の意を述べています。

今年の10月には日本政府が2021年に提出した第9回目の報告に対する審議が、国連で行なわれます。特に今回の9回目の報告については、日本政府は委員会から事前質問事項の一番に「選択議定書に批准することについて」の質問をされています。日本のジェンダー平等を進めるうえで選択議定書の批准は、不可欠なものであると繰り返し勧告してきたにもかかわらず、いまだに批准をしようとしていないからです。

政府は「本条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識している。」としながら、何年も検討し続け、同じところで足踏みしています。日本の法律や施策が努力義務にとどまり、強制力や罰則規定がなく、実質的平等を伴うものとなっていないため、現状を変えられる法律や政策をつくらなければ実効性はありません。これを前進させるのが、「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准です。批准すれば、条約上の人権を侵害された人が、国内で救済手続きをすべて尽くしても(日本では最高裁でも救済されなかった場合)委員会に直接申し立てできる「個人通報制度」が保障され、委員会は申し立てを審議して見解を示すのです。日本は1985年の女性差別撤廃条約批准後、男女共同参画基本法や男女雇用機会均等法の制定などの法律を整備してきました。にもかかわらず、世界経済フォーラムが発表する日本のジェンダーギャップ指数は昨年は(146カ国中)125位で過去最低となりました。今年は118位ですが、依然として主要7カ国(G7)の中では最下位で、周辺アジア諸国よりも低い順位です。このジェンダーギャップ指数の発表が始まったのは2006年ですが、その時の日

本の順位は115カ国中79位でした。その時フランスも70位と低く、差も日本とあまりありませんでした。それから18年たち、フランスは現在22位ですが、日本は世界の中で下がり続けてきています。

政府の第5次男女共同参画基本計画では、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みの スピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつ けるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取り組みを進め、法制度・慣行を含め、見 直す必要がある」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期 締結について真剣な検討を進める。」と明記しています。日本政府がこれ以上批准を引き延ば す理由はありません。

真に女性活躍を期待するのであれば、本請願が求める「女性差別撤廃条約選択議定書」の 速やかな批准は当然のことだと考えます。すでに、234の自治体で同様の意見書が可決され ています。よって、大津市議会からも意見書を提出することを求める本請願に賛成するもの で、議員各位の賛同をお願いして討論とします。